議案第３５２号

金沢市景観計画の変更（意見聴取）

［変更の内容］

(1) 景観地区に関する事項

景観地区における手続の流れや、申請が必要な行為、景観形成基準を追加します。

(2) 文化的景観に関する事項

文化的景観区域（「旧城下町区域」「卯辰山区域」）に、「金石町区域」と「大野町区域」を追加します。

青字：追加項目
赤字：変更項目

金 沢 市 景 観 計 画

序　章　金沢市景観計画策定にあたって
第１章　金沢市における景観形成の基本的な考え方
第２章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
　景観誘導の基本的考え方
　届出等が必要な行為
　届出等が必要となる対象範囲（指定区域）
　景観形成基準設定にあたっての視点
　「景観形成区域」における基準
　「重要広域幹線景観形成区域」における基準
　「景観計画区域（その他の区域）」における基準
　高さ基準について
　色彩基準等について
　緑被率誘導表
　基準運用に係る特記事項
　時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項

第２章の２　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観地区）
景観誘導の基本的な考え方
申請が必要な行為
申請等が必要となる対象範囲（指定区域）
景観形成方針・景観形成基準

第３章　景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
第４章　屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
第５章　景観重要公共施設等の整備に関する事項

第６章　文化的景観に関する事項
文化的景観区域
文化的景観の現状
文化的景観を保護する意義

景観計画の変更

議案第３５２号

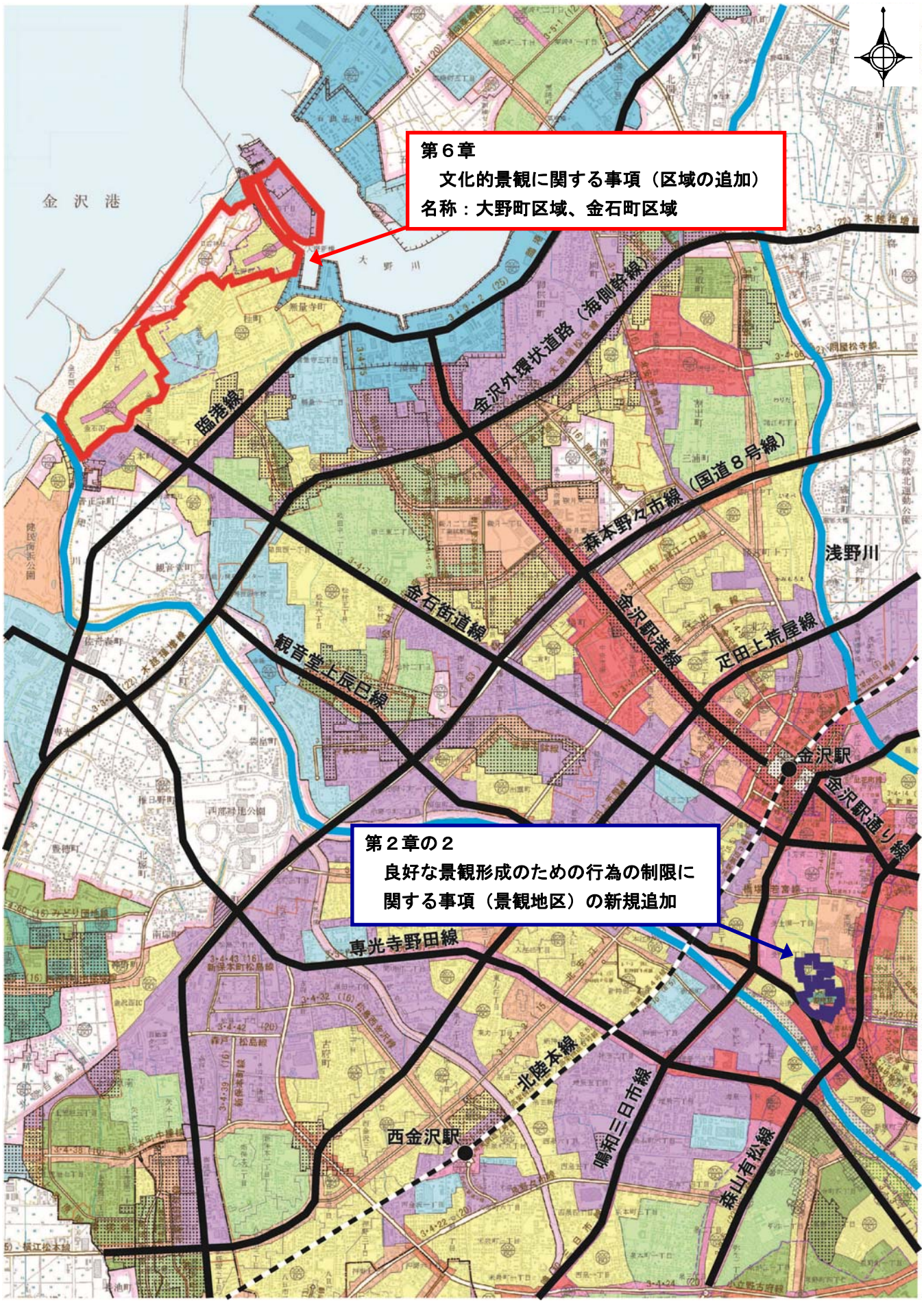

景観計画の変更

議案第３５２号

第２章の２　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観地区）の新規追加

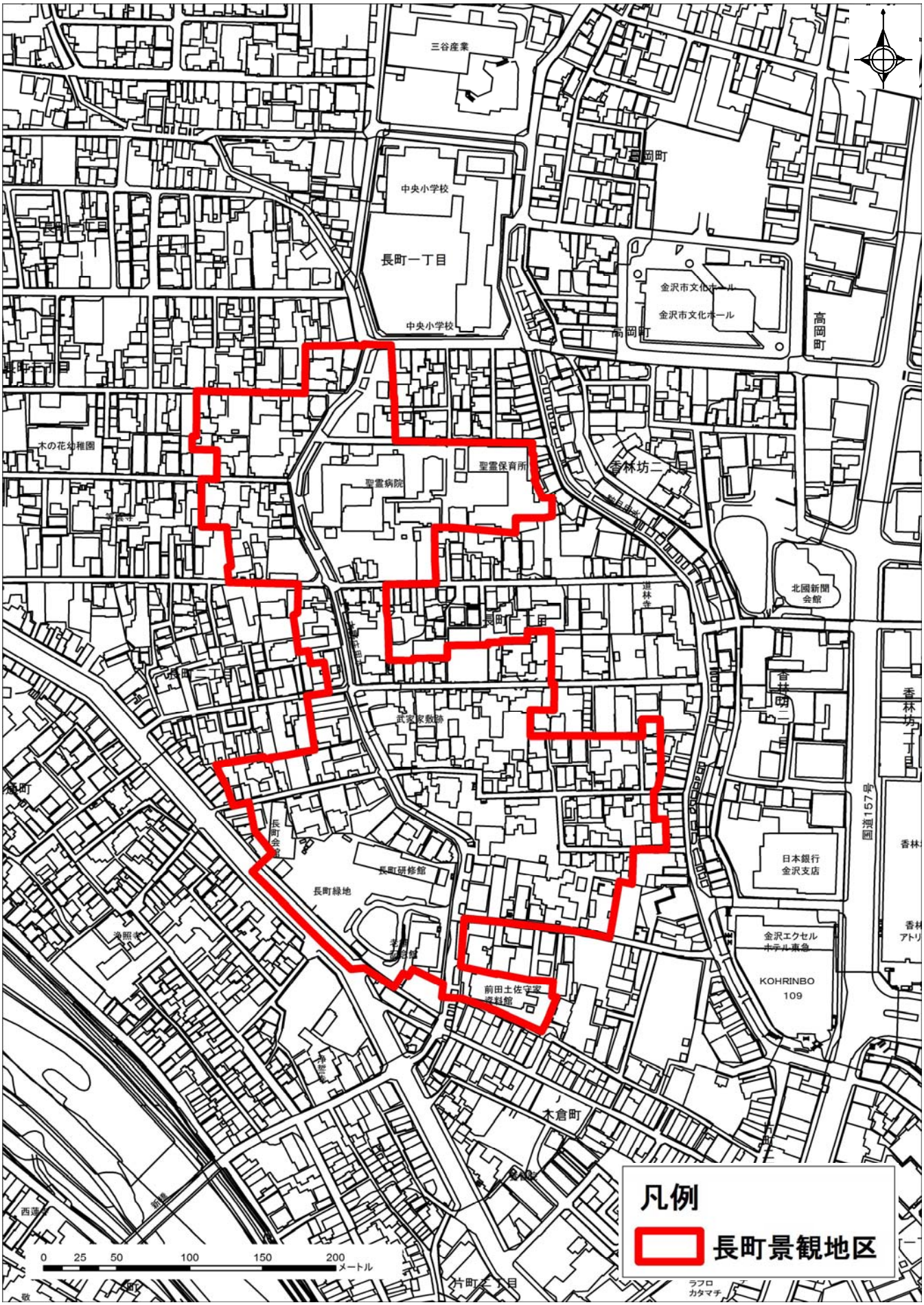

第６章　文化的景観に関する事項（区域の追加）